

第5 個別避難計画（「わたしの避難計画」）の作成

1 地域住民による支援体制の構築

名簿の整備後、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰（＝避難支援者）がどのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載したものが、個別避難計画（「わたしの避難計画」）である。

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく、発災時にそれぞれの避難行動要支援者の状態に合わせた支援が必要となることから、避難行動要支援者本人や家族も計画づくりに積極的に参加するとともに、避難支援等実施者、避難所、避難方法等についてご近所の方や自主防災組織（行政連絡区）等と話し合い、避難行動要支援者の状態や地域の実情に応じた支援が円滑に受けられるよう、具体的な計画作成に取り組む必要がある。

地域防災関係者は、災害発生時において避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を行うため、法及び長野市個人情報保護条例を遵守の上、避難行動要支援者情報により、避難行動要支援者本人とともに個人ごとの個別避難計画を作成するなど、災害時の支援に関する取組を行う。

2 避難支援等実施者の選定

実際に避難支援を行う者の選定は、行政連絡区の代表者や民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者本人の意向を確認しながら行う。

また、災害時の緊急性を考慮すると、避難支援等実施者は避難行動要支援者の近隣に居住している者から選ばれることが望ましく、災害の発生が昼と夜とでは対応する者も違うということも考えられるので、複数の避難支援等実施者を選定することが望ましい。

なお、災害時等は避難支援等実施者自身やその家族の安全を前提とし、避難支援に対して法的な責任や義務を負うものではない。

3 調整を行う者

近隣に居住している者等による支援が受けられない避難行動要支援者については、市、消防、警察、消防団等の救援機関、介護保険制度関係者、障害者団体又は福祉関係者等と連携しながら、避難支援等実施者を選定する。

この場合において、調整を行う者は地域の防災体制を考慮し、次の中で最も適任である者とする。なお、調整とは、地区住民自治協議会関係部会、地区民生・児童委員協議会又は地区孤立防止・見守りネットワーク会議等の組織に現状を伝え、相談することをいう。

- (1) 住民自治協議会
- (2) 自主防災組織（行政連絡区）
- (3) 民生委員

4 支援体制の確保

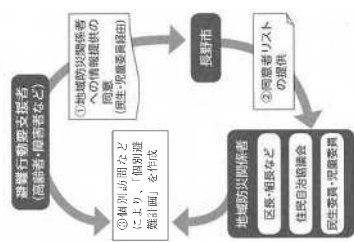
保健福祉部は、平時から民生委員、自主防災組織（行政連絡区）、消防団等と連携を図り、災害発生時に地域やそれぞれの地区が具体的にどのような支援を行うかなど、互いに情報共有しなから適切な支援体制となるよう助言し、援助する。

5 避難行動要支援者の同意確認

市は避難行動要支援者から計画の提出を受けるとき、登録する個人情報を選定支援等関係者に提供することについて同意の有無を確認する。

6 計画の提供

市は、5により同意を得たものについて、法第49条の15第2項の規定により、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者の個別避難計画画像情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で必要な関係者に提供する。



## 第8 資料

## 長野市避難行動要支援者名簿等の整備等に関する要綱

## (趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10から第49条の13までの規定による避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者台帳及び避難行動要支援者名簿の整備、名簿情報の提供等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者として市内に居住する次の各号のいずれか1又は2以上に該当する者で、生活の本拠が自宅にあるものをいう。
  - ア 普段から生活の状況等を見守ることが必要な75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
  - イ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号、第4号又は第5号に規定する要介護3、要介護4又は要介護5の状態で該当すると認定された者
  - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（視覚障害及び聴覚障害以外の障害にあっては、障害等級1級又は2級に該当する者に限る。）
  - エ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者のうち判定の区分が重度である者
  - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第125号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級1級に該当する者
  - カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する文書認定を受けた指定難病の患者で、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) 筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症又はプリオン病（キ）に掲げるものを除く。）の患者
    - (ウ) 継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者
    - (エ) 日常生活動作が著しく制限されている者
  - キ 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号）の対象者で、特定疾患医療受給者証所持者のうちスモン又はプリオン病（ヒト由来乾癩顕微鏡移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）の患者
  - ク 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等で、次のいずれかに該当するもの
    - (イ) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号ロに規定する高額治療継続者又は療養負担過重患者
    - (ウ) 継続して常時生命維持装置を装着する必要がある者、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者

## 第6 避難行動支援に係る互助・共助力の向上

## 1 平時からの見守り体制の構築

災害時はもちろん、平時から要配慮者の様子を見守ることは大切であり、継続的に実施するには、各事業者の協力を得ることも重要である。

民生委員、自主防災組織（行政連絡区）といった普段からコミュニティに関わっている方や、介護保険サービスなどの医療・福祉関係者に加えて、新聞・飲食料等の配達事業者、電気・ガス等の検針員などの事業者にも協力いただくことで、何か変化に気づいた場合に、所定の窓口はその情報を伝達してもらうなどの協力を得ることは、平時からの見守り体制の構築という観点からは大変重要である。このことから、地域住民や事業者の皆さんと連携し、高齢者世帯などの地域見守り体制の整備を目指す「孤立防止・見守りネットワーク事業」を積極的に活用していく。

## 2 ハザードマップ等の整備

市は、土砂災害ハザードマップ及び洪水ハザードマップ等を整備し、関係住民への配布やホームページでの公開等により災害危険箇所・避難所などの防災情報の周知に努めるとともに、地区自主防災組織（行政連絡区）等による避難行動要支援者を含めた防災訓練の実施を促進し、地域防災に関する意識の向上を図る。

## 3 地区防災計画との連携

市は地区内に個別避難計画が作成されている者がいる場合、地区住民等が作成する地区防災計画の素案作成に当たり、個別避難計画において記載等された避難支援等の内容を前提として、高齢者や避難行動要支援者を含む地区住民等を対象に避難その他の防災の取組が計画されるよう助言、援助する。

## 第7 その他

本プランは、必要に応じて修正を行うものとする。

- （台帳及び名簿情報の提供）
- 第9 市長は、個人情報保護法第69条第2項第1号の規定により、民生委員に対して台帳の提供を行うものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、台帳の一部の提供を行わないものとする。
- 2 市長は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定により、長野市消防局に対して台帳の提供を行う。
- 3 市長は、法第49条の11第2項（同項ただし書に規定する本人の同意が得られた場合に限る。）又は同条第3項の規定により、次に掲げる避難支援等関係者に対して名簿に登載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。
- (1) 長野市消防局及び長野市消防団
  - (2) 長野県警察
  - (3) 民生委員
  - (4) 長野市社会福祉協議会
  - (5) 住民自治協議会
  - (6) 長野市避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に関する要綱（令和4年長野市告示第599号）第5に規定する委託事業者等
  - (7) その他避難支援等の実施に携わる者として市長が適当と認めるもの
- 4 市長は、前3項の規定により台帳又は名簿情報（以下「台帳等」という。）を提供するに当たっては、台帳等の提供を受ける者に対し、個人情報保護法第70条の規定により、守秘義務を確保し、個人情報等の保護を図るための適切かつ十分な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 5 市長は、第5項の規定による再調査等により台帳を修正した場合は、第1項から第3項までの規定により台帳等の提供を受けた者に対し、修正前の台帳等と引換えに修正後の台帳等を提供するものとする。
- （支援者が行う活動）
- 第10 第9第1項及び第2項の規定により台帳の提供を受けた民生委員及び長野市消防局の職員並びに第9第3項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、次に掲げる活動を行うものとする。
- (1) 災害時にあつては、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援活動
  - (2) 平常時にあつては、避難行動要支援者に対する声掛けその他の前号の活動を容易にするための活動
- （台帳等の管理）
- 第11 第9第1項から第3項までの規定により台帳等の提供を受けた者は、台帳等を厳正に管理し、台帳等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の台帳等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- （守秘義務等）
- 第12 台帳等の提供を受けた民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第15条の規定による守秘義務を遵守し、個人情報等の保護について十分留意しなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 台帳等の提供を受けた長野市消防局又は長野県警察の職員は、地方公務員法（昭和25年法律第

- ケ 遅延性意識障害者医療費給付実施要綱（昭和55年長野県告示第409号）の対象者で、遅延性意識障害医療受給者証の所持者
- コ その他市長が認める者
- (2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等という。
- （避難行動要支援者台帳の整備）
- 第3 市長は、避難行動要支援者の名簿を作成するため、避難行動要支援者台帳（以下「台帳」という。）を整備する。
- 2 台帳の整備は、第4第1項の規定により避難行動要支援者から提出された台帳用紙を編綴することにより行う。
- 3 台帳には、避難行動要支援者に係る次に掲げる情報を登載するものとする。
- (1) 住所又は居所、氏名、生年月日及び性別
  - (2) 電話番号
  - (3) 同居親族等の緊急時の連絡先
- （台帳に登載する情報の収集）
- 第4 避難行動要支援者は、あらかじめ市長が配布する台帳用紙に必要事項を記載して、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による台帳用紙の提出を受けるときは、台帳に登載する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。）を第9第3項に規定する避難支援等関係者に提供することについての同意の有無を確認するものとする。
- （修正等のための再調査等）
- 第5 市長は、台帳に必要な修正を加えるため、平成26年以後おおむね3年ごとに、避難行動要支援者の全員を対象に、台帳に登載された内容の再調査を行うものとする。
- 2 市長は、毎年度の当初において、新たに避難行動要支援者となつたと認められる者について、第3第3項各号の情報を登載するため、必要な調査を行うものとする。
- （登載された情報の抹消）
- 第6 市長は、台帳に登載した避難行動要支援者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者に係る登載を抹消する。
- (1) 転出又は死亡したとき。
  - (2) 第2第1号に規定する者でなくなつたとき。
  - (3) 登載した者が、自らの意思で登載を取り消すことを申し出たとき。
- （民生委員との協働体制）
- 第7 市長は、第4第1項の規定による台帳用紙の提出を受けること及び第5項の規定による再調査の実施に当たっては、民生委員にこれらを委託して行うものとする。
- （避難行動要支援者名簿の作成）
- 第8 市長は、台帳に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。
- 2 名簿には、避難行動要支援者に係る法第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項を記録するものとする。

## 長野市避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に関する要綱

## （趣旨）

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14第1項の規定による避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
  - (2) 個別避難計画 法第49条の14第1項に規定する個別避難計画をいう。
  - (3) 避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者をいう。
  - (4) 避難支援等実施者 法第49条の14第3項第1号に規定する避難支援等実施者をいう。
  - (5) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- （対象者）

第3 個別避難計画の作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、長野市地域防災計画（法第2条第10号ロに規定する市町村地域防災計画として市が定めた計画をいう。以下同じ。）に定める法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に記載又は記録簿（以下「記載簿」という。）がされている避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に対して右簿に記載等がされている氏名、生年月日、性別その他の法第49条の10第2項各号に掲げる情報（以下「名簿情報」という。）が提供されることに係る当該本人の同意があるものとする。

2 前項の同意は、市が調査等を行う避難行動要支援者台帳（兼調査票）の同意に係る欄により確認するものとする。

## （個別避難計画）

第4 個別避難計画には、法第49条の10第2項第1号から第6号まで並びに第49条の14第3項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、同項第3号に掲げる事項として次に掲げる事項の記載等をするものとする。

- (1) 対象者と同居する家族等の氏名
  - (2) 対象者の緊急時の連絡先となる者の住所、氏名及び連絡先
  - (3) 対象者の主な疾患及び障害、かかりつけの医療機関その他対象者の避難時に配慮しなければならない事項
  - (4) 対象者の生命に関わるような薬等の非常持ち出し品、住居及び居所のハザードの状況その他対象者に係る特記事項
- （個別避難計画の作成者）

第5 市は、対象者に係る避難支援等関係者と連携して、当該対象者に係る個別避難計画を作成するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該個別避難計画の作成に係る事務の一部について、次の各号のいずれかに該当する者（以下「委託事業者等」という。）に委託することができる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51

261号）第34条第1項の規定による守秘義務を遵守し、個人情報の保護について十分留意しなければならない。

3 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、法第49条の13の規定により、個人情報の保護について十分留意し、正当な理由がなく、名簿情報の提供を受けたことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。避難支援等関係者でなくなった後も、また、同様とする。

## （補則）

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年7月8日告示第484号）

## （施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 長野市災害時要援護者登録事業実施要綱（平成20年12月4日長野市告示第577号。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定に基づき台帳等を整備し、民生委員等に対して提供するまでの間、この要綱による廃止前の旧要綱の規定により提供されたリストについては、なおその効力を有する。この場合におけるリストの管理その他の取扱いについては、旧要綱の例による。

附 則（平成27年3月31日長野市告示第145号）

## （施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の長野市避難行動要支援者名簿等の整備等に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後最初に行う新要綱第5第2項の規定による調査に基づき整備し、及び作成する避難行動要支援者台帳及び避難行動要支援者名簿について適用する。
- 3 この要綱の施行の日から平成29年12月31日までの間における新要綱第2第1号の規定の適用については、同号カ(7)中「高都難病治療継続者」とあるのは、「高都難病治療継続者又は同令附則第3条の表に規定する重症認定患者」とする。

附 則（令和5年3月27日長野市告示第119号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 旨を説明するものとする。
- 前項に規定する説明を受けた者が名簿の記載等及び個別避難計画の作成を希望するときは、対象者となること並びに当該名簿の記載等及び個別避難計画の作成に係る当該本人の同意が確認できる書類を市長に提出しなければならない。
  - 対象者以外の者に係る個別避難計画の作成については、第4から第9までの規定を準用する。

（個別避難計画の管理）

- 個別避難計画の原本は市長が保管するものとし、その副本は対象者等及び避難支援等実施者並びに委託事業者等が保管しなければならない。
  - 対象者等若しくは避難支援等実施者又は委託事業者等は、適切な場所において厳重に個別避難計画の副本を管理し、当該副本を紛失したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- （個別避難計画の更新）
- 市長は、個別避難計画情報について、個別避難計画を作成した対象者に次に掲げる状況が発生したことを知ったときは、速やかに個別避難計画の原本の記載等の内容を更新し、その副本を対象者等及び避難支援等実施者並びに委託事業者等に交付するものとする。

- 第4に規定する事項の一部又は全部について変更が生じたとき。

- その他市長が必要と認めるとき。

- 対象者等及び避難支援等実施者並びに委託事業者等は、前項の規定による更新を行う前の副本について、個別避難計画情報が漏えいすることがないよう、適切に処理しなければならない。

（個別避難計画の更新の手続）

- 個別避難計画の更新に係る手続については、第6から第9まで及び第11の規定を準用する。

（秘密保持）

- 市、対象者等及び委託事業者等は、避難支援等の実施以外の目的で個別避難計画情報を利用し得てはならない。

- 避難支援等関係者は、第8の規定による連絡調整において知り得た対象者等の情報を、当該対象者の避難支援等の実施以外の目的で利用し、又は漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

（補則）

- この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

- 長野市指定地域密着型サービス事業の従業者、設備及び運営の基幹等に関する条例（平成24年長野市条例第59号）第82条第1項に規定する指定小規模多機能

型居宅介護事業者又は同条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

- その他市長が適当と認める者

（個別避難計画の作成に係る同意等）

- 市及び委託事業者等は、第5の規定により個別避難計画を作成するときは、事前に対象者及びその家族（以下「対象者等」という。）に対して、個別避難計画の作成に係る趣旨及び法第49条の15第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報（第5の規定により作成した個別避難計画に記載等がされた情報をいう。以下同じ。）の提供に係る事項について説明し、対象者本人の同意（法第49条の15第3項に規定する場合を除く。）を得なければならない。

- 市及び委託事業者等は、第5の規定により個別避難計画を作成するときは、対象者の居住先等を訪問し、対象者等から第4に規定する事項その他個別避難計画の作成に必要な事項について聴取するものとする。この場合において、個別避難計画は、対象者等の意向を反映させたものでなければならぬ。

（避難情報の提供）

- 市及び委託事業者等は、第5の規定により個別避難計画を作成するときは、対象者等に対して、住居及び居所のハザードの状況その他災害時の避難に関する情報を提供しなければならない。対象者について個別避難計画の作成に至らなかったときも、同様とする。

- 委託事業者等は、前項後段に規定する場合には、その内容について市長に報告しなければならない。

（避難支援等関係者との連絡調整）

- 市及び委託事業者等は、第5の規定により個別避難計画を作成するときは、対象者の近隣の住民、対象者が利用する福祉サービスに係る事業者その他の避難支援等関係者と対象者の避難時の文援の方法について連絡調整に努めるものとする。

（個別避難計画の提出等）

- 委託事業者等は、対象者に係る個別避難計画を作成したときは、速やかに市長に当該個別避難計画の原本を提出するものとする。

- 市長は、前項の規定により提出された個別避難計画の内容を確認し、修正又は補正が必要な箇所があると認めるときは、委託事業者等にその旨を通知し、修正又は補正をした後の個別避難計画を再度提出させるものとする。

- 市長は、個別避難計画を作成したとき又は個別避難計画が第1項の規定により提出されたとき若しくは前項の規定により再度提出されたときは、当該個別避難計画の副本を対象者等及び避難支援等実施者に交付するものとする。

（対象者以外の者への対応）

- 市長は、第3第1項の規定にかかわらず、個別避難計画の作成が必要であると認める者があるときは、当該者本人、その家族等に対して、長野市地域防災計画及び個別避難計画の作成に係る趣

避難行動要支援者台帳兼調査票

避難行動要支援者台帳（兼 調査票）									
整理番号									
抽出区分	<input type="checkbox"/> 75歳以上のみの世帯 <input type="checkbox"/> 要介護3以上 <input type="checkbox"/> 身障1級、2級 <input type="checkbox"/> 初聴覚障害 <input type="checkbox"/> 知的A1、A2 <input type="checkbox"/> 精神1級 <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他								
フリガナ	性別	生年月日	年齢						
氏名	世帯主氏名			続柄	年齢				
住民票の住所	(方書)								
居所	(方書)								
電話番号1	電話番号2								
フリガナ	氏名	住所	年齢	続柄	年齢				
電話番号1	電話番号2								
フリガナ	氏名	住所	年齢	続柄	年齢				
電話番号1	電話番号2								

緊急時連絡先

① 電話番号1 氏名 住所 年齢 続柄 年齢

② 電話番号1 氏名 住所 年齢 続柄 年齢

③ 電話番号2 氏名 住所 年齢 続柄 年齢

④ 電話番号2 氏名 住所 年齢 続柄 年齢

※ 介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者等

※ 消防機関・警察・民生委員・長野市社会福祉協議会・住民自治協議会（行政連絡区）、居宅介護支援事業者等

◇ 情報提供に同意しない場合は、災害時に関係者等への情報提供は行われません。ただし、災害時において個人の生命、身体または財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるときは、同意を得ずに情報提供を行う場合があります。災害が発生し、または発生が懸念される場合には、避難行動の要支援者に対する個別避難計画の作成を希望する場合は、個別に民生委員へご相談ください。

◇ 情報提供に同意しない場合は、災害が発生し、または発生が懸念される場合には、避難行動の要支援者に対する個別避難計画の作成を希望する場合は、個別に民生委員へご相談ください。

◇ 情報提供に同意しない場合は、災害が発生し、または発生が懸念される場合には、避難行動の要支援者に対する個別避難計画の作成を希望する場合は、個別に民生委員へご相談ください。

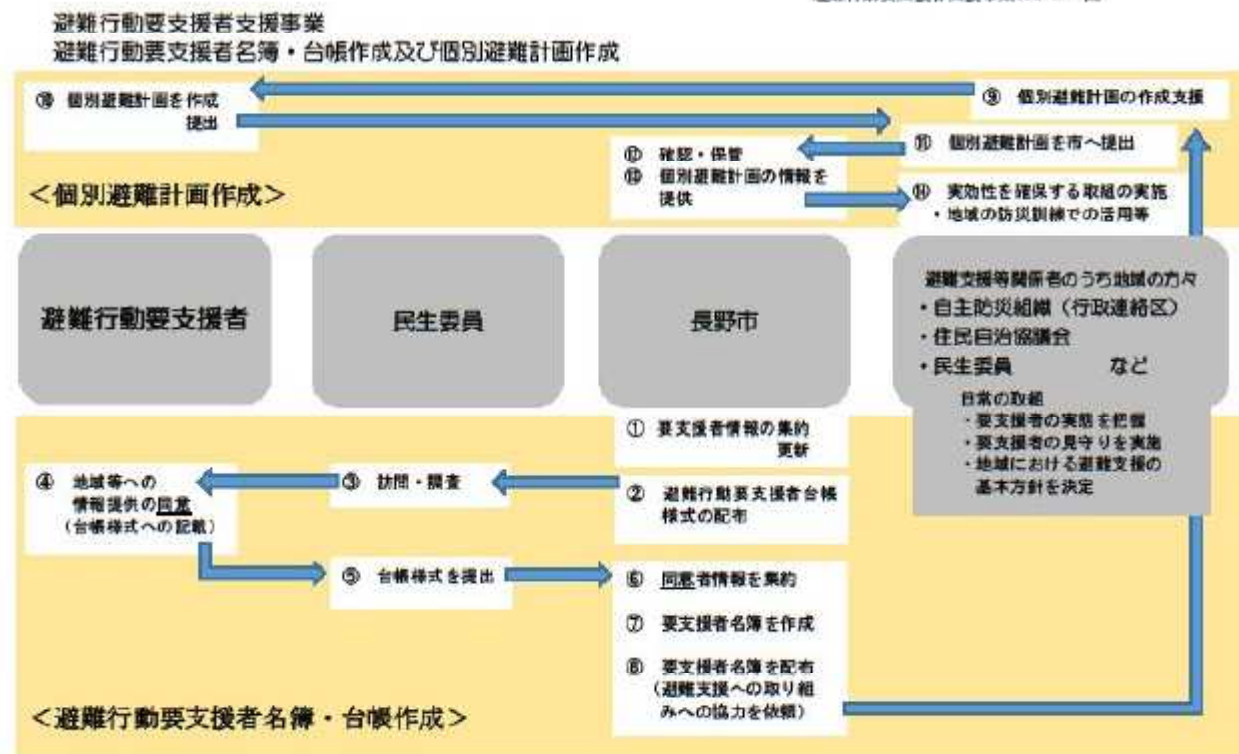
私は、災害時に支援を希望するため、避難行動要支援者の支援の趣旨を理解し、地域の支援者および関係者等に対して情報を提供することに  
 同意します。  同意しません。 署名：\_\_\_\_\_

年 月 日

民生委員記入欄  
 民生委員番号 民生委員氏名 調査年月日： 年 月 日  
 行政連絡区コード

記入欄  
 所属理由（市記入欄）  1.死亡  2.市外転出  3.市内転居  4.施設入所  5.その他

避難行動要支援者支援事業のフロー図



個別避難計画「わたしの避難計画」

「わたしの避難計画」を記入し、  
災害時に備えておきましょう



○災害時の避難場所を確認しておきましょう。

避難場所までの避難経路を考えておきましょう。

○災害時に必要な支援が受けられるよう、個別避難計画「わたしの避難計画」を作成し、持ち出し品と一緒にしておきましょう。

○避難の仕方（場所）、避難支援等実施者を決めておきましょう。

自分が避難する時に必要な協力者の人数を考え、昼間と夜間の協力者を具体的に決めておきましょう。  
協力者がいない方は、地域の区長・民生委員など役員に相談しましょう。避難の支援、安否の確認、避難生活支援を希望する場合は同意書（様式4）にて、同意の意思をお示しのおえ、計画作成の支援を受けてください。

○災害時の持ち出し品の準備をしておきましょう。

- ①持ち出し品は浸水しない場所・持ち出しやすい場所に保管し、持ち出しの協力依頼ができるように表示しておきましょう。
  - ②大きな災害が起きると、医院・病院なども当分の間診療ができなくなる可能性があります。常時薬を服用している方は、普段飲んでいる薬の種類等を書いたリストを作っておきましょう。
  - ③保険証・身体障害者手帳・精神福祉手帳・介護保険証・医療受給者証・「わたしの避難計画書」等はひとまとめにして、常に身近に置いて、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。
  - ④特別な持ち出し品については、機器メーカーと相談しておくことも必要です。
- ※ 携帯用医療機器 【人工呼吸器・在宅酸素療法】それぞれの使用物品の機器メーカーと、あらかじめ相談しておきましょう。

様式4 個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意書

個別避難計画は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者が掲載される避難行動要支援者名簿のお一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における避難行動の際に避難支援等実施者からの支援を受ける可能性が高まります。しかしながら、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、避難生活支援を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません

長野市長 宛

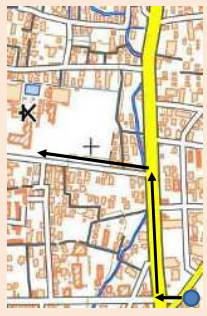
年 月 日 氏名（自署）



<p>【要介護区分：要介護3】</p> <p>【障害名：聴覚 等級 6級】</p> <p>（あてはまるものすべてに○）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 手帳所持</p> <p><input type="checkbox"/> 難病の特定区域診療、小児慢性特定疾病医療等の支給認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器等の故障を心配している</p> <p><input type="checkbox"/> 立ちこめや歩行ができていない</p> <p><input type="checkbox"/> 物がらまぬい（目玉こぼれ）</p> <p><input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>【要介護区分：要介護3】</p> <p>【障害名：聴覚 等級 6級】</p> <p>（あてはまるものすべてに○）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 手帳所持</p> <p><input type="checkbox"/> 難病の特定区域診療、小児慢性特定疾病医療等の支給認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器等の故障を心配している</p> <p><input type="checkbox"/> 立ちこめや歩行ができていない</p> <p><input type="checkbox"/> 物がらまぬい（目玉こぼれ）</p> <p><input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>避難時に配慮しなくてはならない事項</p> <p>かかりつけ医療機関 かかりつけ薬局 介護療養型医療施設 訪問看護ステーション 利用施設等 長生児童委員 医療機器の会社 職業団体の会社 電力会社 その他</p> <p>担当者名 担当電話番号</p> <p>026-228-XXXX 026-236-XXXX</p> <p>生命に関わるような非常持ち出し品（特別な薬や医療機器など） 保管場所： 住所・居所のハザード状況 シシ落水深 土砂等</p> <p>心身の状況、普段の服薬、健康の位置、不在時の目印、避難時の目印、持ち出し品等</p> <p>※医療機器を使用している場合は、緊急の対応について機器メーカーとよく相談しておく必要があります。</p> <p>※医療機器を使用している場合は、緊急の対応について機器メーカーとよく相談しておく必要があります。</p>	<p>避難支援時の留意事項</p>
---	---	--	-------------------

<p>個人避難計画【わたしの避難計画】</p> <p>作成年月 2022.12</p> <p>作成者 〇林 〇〇</p> <p>作成者住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>作成者電話番号 026-225-XXXX</p> <p>作成者FAX番号 〇〇-XXXX</p> <p>作成者Eメール アドレス 〇〇@〇〇.〇〇</p> <p>作成者住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>作成者電話番号 〇〇-XXXX</p> <p>作成者FAX番号 〇〇-XXXX</p> <p>作成者Eメール アドレス 〇〇@〇〇.〇〇</p>	<p>行政区域 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>フリガナ 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>氏名 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>生年月日 1945/6/24</p> <p>住所又は居所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>性別 男</p> <p>携帯電話番号 〇〇-XXXX</p> <p>メールアドレ ス 〇〇@〇〇.〇〇</p> <p>同居家族等 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>避難場所 (避難施設) 〇〇小学校 2階以上</p> <p>フリガナ 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>氏名 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>連絡先 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>フリガナ 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>氏名 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>連絡先 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p>	<p>指定避難所へ避難する場合は、開設されていること、計画と異なる避難所へ避難する場合は、安全に配慮すること。</p> <p>緊急時の連絡先（家族、友人、知人）</p> <p>避難支援実施者情報</p> <p>氏名 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>連絡先 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>氏名 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p> <p>連絡先 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号</p>	<p>避難支援時の留意事項</p>
---	--	---	-------------------

発生時、又は発生のおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援実施者自身やその家族などの安全が前提のため、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。



【注意】市へ提出した計画書の内容に変更が生じた場合は、先ずは市へご相談ください。